附則第五十七条第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同項の規定」を「同条第一項の規定」に改める。

附則第五十八条第一項第一号中「平成三十一年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十二年度分及び平成三十三年度分」を「令和二年度分及び令和三年度分」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一号中「（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。）」を削り、同条第三号中「若しくは同法第二条第十八号の四に規定する連結所得」及び「この法律の」を削る。

第十四条の九第二項第一号中「（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。）」を削る。

第十五条の四第一項第一号中「第五十三条第二十二項又は第三百二十一条の八第二十二項」を「第五十三条第三十四項又は第三百二十一条の八第三十四項」に改める。

第十六条の四第十二項中「（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。）」を削る。

第十七条の四第一項第一号中「第五十三条第二十一項若しくは第三百二十一条の八第二十一項若しくは第二十三項」を「第五十三条第三十三項若しくは第三十五項若しくは第三百二十一条の八第三十三項若しくは第三十五項」に、「（法人税に係る更正若しくは」を「（法人税に係る更正若しくは決定により納付すべき連結法人税額（第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額」及び「（当該法人が当該事業年度において第七十二条の十八第一項に規定する連結申告法人（第七十二条の十三第九項に規定する連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する第七十二条の十三第十三項に規定する連結事業年度において当該法人との間に同項に規定する連結完全支配関係がある同条第十一項に規定する連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合」を削り、「第七十二条の三十一第三項」を「同条第三項」に改める。

第十七条の六第二項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「第六十一条の十三第二項」を「第六十一条の十一第二項」に、「第二条第十二号の六の七」を「第二条第十二号の七の二」に、「連結親法人（以下この項において「連結親法人」という。）」を「通算法人（以下この項において「通算法人」という。）」に、「当該連結親法人に係る同条第十二号の七に規定する連結子法人（以下この項において「連結子法人」という。）を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る他の連結法人（同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）」を「他の通算法人」に改める。

第二十条の五の二第二項中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に、「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に、「第五十三条第六十項」を「第五十三条第六十九項」に、「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第六十六項」に改める。

第二十条の九の三第六項中「若しくは連結事業年度後の事業年度分若しくは連結事業年度分」を「後の事業年度分」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「第五十三条第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属税額、第五十三条第十二項第一号若しくは第三百二十一条の八第十二項第一号」を「第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額、第五十三条第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額、第五十三条第十四項若しくは第三百二十一条の八第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額、第五十三条第二十項若しくは第三百二十一条の八第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額、第五十三条第二十三項第一号若しくは第三百二十一条の八第二十三項第一号」に、「第五十三条第十二項第二号若しくは第三百二十一条の八第十二項第二号」を「第五十三条第二十三項第二号若しくは第三百二十一条の八第二十三項第二号」に、「第五十三条第十二項第三号若しくは第三百二十一条の八第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号若しくは第三百二十一条の八第二十三項第三号」に、「第五十三条第十五項若しくは第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額」を「第五十三条第二十七項若しくは第三百二十一条の八第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「若しくは第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額」を削る。

第二十三条第一項第三号イ中「この節」を「この項及び第五十三条」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同項第四号イ中「（法人税法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）」を削り、「第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」を「第二項、第六項及び第十項から第十三項まで」に、「第三項、第六項及び第十項から第十三項まで」を「第二項、第五項及び第九項から第十二項まで」に改め、同項第四号の二から第四号の四までを削り、同項第四号の五イ中「ホ」を「ハ」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ロ中「）又は」を「）若しくは」に、「ホ」を「ハに掲げる法人を除く。）又は第五十三条第二項の規定により申告納付する法人（ハ」に改め、「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホを同号ハとし、同号を同項第四号の二とする。

第二十四条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第六項中「第五十三条第四十六項から第四十九項まで」を「第五十三条第五十五項から第七十一項まで」に改める。

第二十四条の二第一項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二十三条第一項第四号の五イの項中「第二十三条第一項第四号の五イ」を「第二十三条第一項第四号の二イ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二十三条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二十三条第一項第四号の二ロ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ニの項を削り、同表第二十三条第一項第四号の五ホの項中「第二十三条第一項第四号の五ホ」を「第二十三条第一項第四号の二ハ」に改め、同表第五十二条第二項第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第五十二条第二項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第五十二条第四項から第六項までの項中「から第六項まで」を「及び第五項」に改め、同表第五十三条第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第五十三条第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第五十三条第十三条第三十九項の項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第五十項」に改める。

第三十四条第一項第十一号中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者　年齢十六歳以上の者

ロ　所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者　年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1)　留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者

(2)　障害者

(3)　その道府県民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第五十一条第二項中「第五十三条第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第五十三条第一項」に改め、「、同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。